○東北地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八戸市大字上野字古屋敷一番一から同市大字上野字堀端二六番一まで	前	八・八〇～一七・六〇メートル	〇・二〇五キロメートル
	後	九・四〇～二八・〇〇メートル	〇・二〇五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百四号	八戸市大字上野字古屋敷一番一から同市大字上野字堀端二六番一まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月二十六日

○東北地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号及び四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
青森県東津軽郡平内町大字清水川字梨ノ木七番一四から同町大字清水川字権十郎新田七番一まで	前	九・一六～三三・一四メートル	〇・四二〇キロメートル
	後	一一・六六～三六・四九メートル	〇・四二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号及び四十五号	青森県東津軽郡平内町大字清水川字梨ノ木七番一四から同町大字清水川字権十郎新田七番一まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月二十六日

○東北地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八戸市大字田面木字前田表一八番一から同市大字八幡字林崎三番一まで	前	九・四三～一九・七七メートル	〇・六〇六八キロメートル
	後	一四・〇一～二〇・八五メートル	〇・六〇六八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百四号	八戸市大字田面木字前田表一八番一から同市大字八幡字林崎三番一まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月二十六日

○東北地方整備局告示第百三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
青森県上北郡おいらせ町瓢一〇七番一から同町洗平四七番一まで	前	一四・七〇～三二・六八メートル	〇・七六〇〇キロメートル
	後	一四・七〇～三二・六八メートル	〇・七六〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	青森県上北郡おいらせ町瓢一〇七番一から同町洗平四七番一まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月二十六日